

あおぞらホームヘルプサービス運営規定

(事業の目的)

第1条 きらり健康生活協同組合が開設するあおぞらホームヘルプサービス（以下「事業者」という。）が行う指定訪問介護（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護福祉士または、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1、事業者の訪問介護員等は、要介護者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事の介助その他生活全般にわたる援助を行う。
2、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉のサービスとの綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めるものとする。

(事業者の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1、 名 称 あおぞらホームヘルプサービス
- 2、 所在地 福島市南沢又字上並松8-6

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 1、管理者 1名
管理者は、事業者の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2、サービス提供責任者 2名以上
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、事業者に対する指定訪問介護等の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
- 3、訪問介護員等 5名以上
訪問介護員は、訪問介護計画に基づき、指定訪問介護等の提供にあたる。
- 4、事務職員 1名（兼務）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第4条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1、 営業日 月曜日から日曜日とする。
ただし12月31日から1月3日までを除く。
- 2、 営業時間 6時から20時まで

(指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

- 1、 事業者が行う指定訪問介護等の内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合に則した額とする。
- 2、 内容 ① 身体介護 ②生活援助
- 3、 次条の通常事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。
境界域から1キロメートルつき、30円（距離数は、往復とする。）
前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または、その家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の署名を（記名捺印）を受けるものとする。
- 4、 キャンセル料
 - ①午前10時前にサービス開始となる場合は前日の午後8時までに、また午前10時から午後9時までの間にサービスが開始となる場合は、開始2時間前までにサービスの中止を業者に申し出た時は負担することなくサービスを中止することができます。
 - ②上記①の申し出がなくサービス提供ができなかった場合は、下記の料金を頂きます。
 - ③ キャンセル料 1回 500円

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の実施地域は、福島市とする。

(緊急時における対応方法)

第6条 訪問介護員等は、指定訪問介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、すみやかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置について)

第8条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待等防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他、虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業者従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通知するものとする。

(個人情報の取り扱いについて)

第9条 事業者は、利用者又は家族に個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに勤めるものとする。

(ハラスメント対応措置について)

第10条 事業者は利用者又は家族が事業者や職員に対してのハラスメント行為に対して次の措置を講ずるものとする。

- (1) 介護現場におけるハラスメント対応の従業者に対する研修の実施
- (2) ハラスメント相談体制の整備
- (3) その他 ハラスメント対応の措置

(その他の運営についての留意事項)

第11条 1 事業者は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨も、従業者との雇用契約の内容にする。
 - 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、きらり健康生活協同組合と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成12月4月1日から施行する。

この規定は平成14月8月1日から施行する。

この規定は平成15月4月1日から施行する。

この規定は平成15月7月1日から施行する。

この規定は平成16月9月1日から施行する。

この規定は平成18月4月1日から施行する。

この規定は平成18月4月25日から施行する。

この規定は平成25年9月2日から施行する。

この規定は平成27年8月1日から施行する。

この規定は平成29年10月1日から施行する。

この規定は令和1年9月1日から施行する。

この規定は令和3年4月1日から施行する。

この規定は令和4年10月1日から施行する。

この規定は令和5年7月1日から施行する。